		九〇三一・一〇	釣合試験機	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇三一・二〇	テストベンチ	LVC四十パーセント又は、CTSH
			その他の光学式機器	
		九〇三一・四一	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇三一・四九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇三一・八〇	その他の機器	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九〇・三二		自動調整機器	
		九〇三二・一〇	サーモスタット	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇三二・二〇	マノスタット	LVC四十パーセント又は、CTSH
			その他の機器	
		九〇三二・八一	液体式又は気体式のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九〇三二・八九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
第九一類			時計及びその部分品	
	九一・一一		携帯用時計のケース及びその部分品	
		九一一一・一〇	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九一一一・二〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九一一一・八〇	その他のケース	LVC四十パーセント又は、CTSH

	九一・一二		時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	
		九一一二・二〇	ケース	LVC四十パーセント又は、CTSH
	九一・一三		携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	
		九一一三・九〇	その他のもの 注釈　携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品で、貴金属製若しくは貴金属を張った金属製のもの又は卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）を除く。	CC
第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）				
第九四類			家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	
	九四・〇一		腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	
		九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
			とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	
		九四〇一・五一	竹製又はとう製のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九四〇一・五九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
			その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	
		九四〇一・六一	アップホルスターのもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		九四〇一・六九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH